

都市緑化等の推進について

1. 地球温暖化対策推進大綱における位置づけ

都市緑化等の推進

○公共公益施設等における緑化

都市公園、道路、河川等の公共公益施設において高木を植栽

< 導入目標量：1990年以降、2010年までの高木植栽本数の増加量を
7,500万本と想定し、吸収見込量を算定 >

(排出削減(吸収)見込量)

28万t-CO₂ (対規準年総排出量比0.02%程度)

対応する施策

「緑の政策大綱」等に基づく緑化の推進

市町村における「緑の基本計画」の策定の推進と計画に基づく
緑化の推進

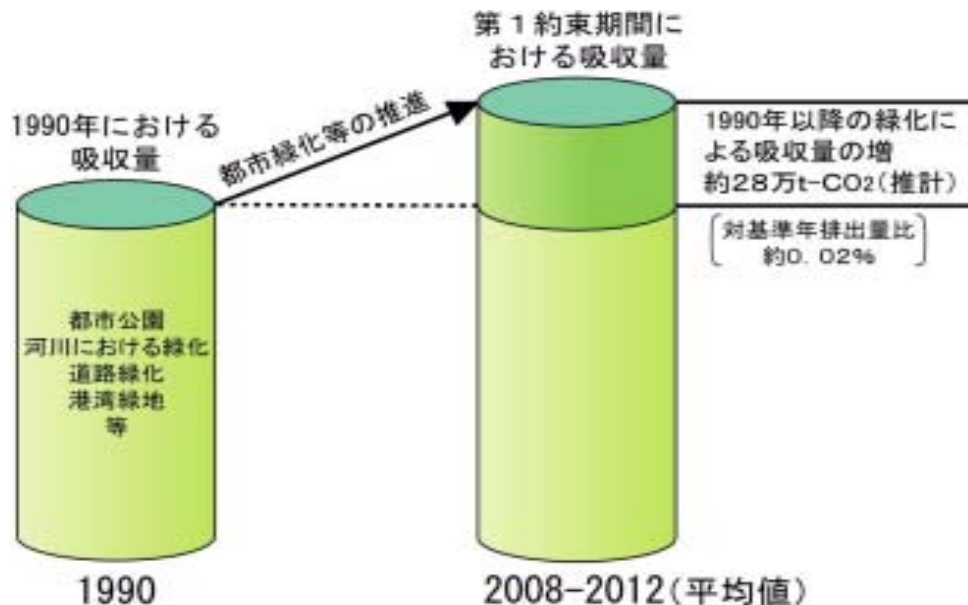
緑の創出に関する普及啓発と市民、企業、NPO等の幅広い主体
による緑化の推進

2. 都市緑化等の推進の基本的考え方

植林等の二酸化炭素吸収源対策については、「森林経営」に係る1,300万t-C (4,767万t - CO₂、対基準年排出量比約3.9%)とは別枠で、都市緑化等を「植生回復」として計上することができる。

このため、都市公園の整備、道路、河川、港湾等の緑化、既存の緑地の保全、民有地の緑化等を積極的に推進。

都市緑化等による二酸化炭素の吸収【推計】



3. 対策・施策の実施状況

- 平成15年12月のCOP9において、森林・都市緑化等吸収源対策の計上方法の国際的指針であるグッド・プラクティス・ガイダンスが了承されたことを踏まえ、現在、関係省庁と協力し、新しいガイダンスに基づく対象活動の把握方法、吸収量の計算方法を検討中。
- 都市公園の整備、道路、河川・砂防等における緑化、既存の民有緑地の保全、建築物の屋上、壁面等の新たな緑化空間の創出を推進。
(例:都市公園の面積:1990(平成2)年度末 約 6万8千ha
2002(平成14)年度末 約10万1千ha
12年間で約3万3千haの増
高木本数に換算すると、12年間で約3,200万本の増に相当)
- 都市緑地保全法に基づく「緑の基本計画」の策定を推進。
(平成14年度末現在、553市区町村が「緑の基本計画」の策定を完了。)
- 全国「みどりの愛護」のつどいや全国都市緑化フェア等を開催し、緑の創出に関する普及啓発等を実施。

4. 今後の取り組み

- グッド・プラクティス・ガイダンスに基づく都市公園、道路、河川等における緑地等の吸収量の報告・検証体制確立に向けた検討を引き続き進める。
- 公共公益施設等における緑化を推進し、吸収量の見込量の精査と確保に努める。
- 国土交通省版「緑の政策大綱」の策定(平成16年度中)
- 「都市緑地保全法等の一部を改正する法律案」を今国会に提出し、緑地保全地域の創設による里山等の緑地の保全、緑化地域の創設による緑化率規制の導入、立体都市公園制度の導入による市街地内の緑地の創出方策の充実等を措置する予定。

(参考) 国際的な吸収源対策の位置づけ

— 気候変動枠組条約締約国会議(COP)の流れと吸収源対策に関する決定事項—

COP3 京都議定書 (1997年12月)

○温室効果ガスの国別削減割当量が示されると共に、京都議定書締約国が適用可能な吸収源対策について、**第3条3項**(1990年以降の植林、再植林及び森林の減少)及び**4項**(土地利用変化及び森林分野における追加的な人為的活動)の規定がなされる。

COP6.5 ポン合意 (2001年7月)

○京都議定書**第3条3項**(「新規植林」「再植林」「森林減少」)及び**4項**(「森林経営」「植生回復」「耕作地管理」「牧草地管理」)の内容がより明らかにされる。

COP7 マラケシュ合意 (2001年11月)

○植生回復の定義、森林経営の計上の上限値(対基準年排出量比3.9%)が固まる。
○吸収源の計上方法のガイドライン作成をIPCC(気候変動に係る政府間パネル)に要請。

COP9 (ミラノ) (2003年12月)

○IPCCが作成した吸収源の計上方法のガイドライン「土地利用、土地利用変化及び林業に関する良好手法指針」(LULUCF-GPG)を承認。これに基づく吸収量算定の詳細ルール、条約事務局への報告様式が固まる。

森林、都市緑化等に係る吸収源対策のための今後の取組

以下について、関係省庁との連携のもとに取組

LULUCF-GPGに基づく吸収源対策の計上の基礎となる、土地利用区分及び土地利用変化データの作成

土地利用区分に基づく全ての対象活動(森林:0.3ha以上、植生回復:0.05ha以上)の把握方法の検討

公共公益施設、民有地の緑地保全や緑化を含めた全ての対象活動の計上システムと報告体制の整備

必要とされる95%の信頼値の検証(吸収源計上の必須条件)

上記を反映した基準年(1990年)及び第1約束期間(2008~2012年)のインベントリ(排出/吸収目録)の作成

(2007年1月1日までに、基準年排出/吸収量の決定が必要)